

若葉台からの風

鳥取環境大学経営学部



武部 隆

農政の目標は「食料の安定供給と国土・環境の保全」である。国はこの目標を達成するため、持続可能で効率的な農業経営を実現する農業担い手の創出に向け、努力を傾注しなければならぬ。持続可能で効率的な農業経営を実施する農業担い手には、①経営耕地規模の大きい農業経営②連担団地の上でなされる農業経営③経営の継承性が保証された農業経営—以上三つの条件が必要である。

これら3条件を備えた農業担い手として「地域営農集団」による農業経営がある。農地利用を地域的に調整する農地利用調整団体を基底とし、同団体が育成・支援する大規模農業経営体を中心となつて経営する地域ぐるみの農業経営を指す。

しかし、制度的に保証されたこれら両団体は多く存在しない。2013年3月末時点で、農用地利用改善団体は全国に3457団体（1市町村当たり2・0団体）、特定農業法人は836法人（1市町村当たり0・5法人）。

地域営農集団による農業経営は、個別相対により経営耕地規模を拡大する大規模農業経営体と比較し、上記3条件のうち②と③の条件において優れている。また地縁的な農業者を構成員とするため、耕作放棄地志向の農業者も取り込むこととなり、耕作放棄地の発生を未然に防止する有効な方策の一つとなる。農業の実際の現場では、農業経営基盤強化促進法に規定された「農用地利用改善団体」が、基底となる農地利用調整団体の任に当たり、農用地利用改善団体の農用地利用規程に明記された「特定農業法人」が、大規模農業経営体の任に当たる。すなわち、農用地利用改善団体と特定農業法人の二者が一体となつて、地域営農集団による農業経営を主宰するのである。

山陰地方におけるこれら両団体の普及状況をみると、農用地利用改善団体は13年3月末現在、島根県で163団体（1市町村当たり8・6団体）、鳥取県で19団体（1市町村当たり1・0団体）、特定農業法人は、島根県で107法人（1市町村当たり5・6法人）、鳥取県で4法人（1市町村当たり0・2法人）。1市町村当たりでみて、島根県では両団体が全国平均以上に普及しているのに対して、鳥取県では全国平均以下にとどまっている。

自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）が進む中、日本の農業の構造改革は焦眉の急となっている。地域営農集団による農業経営は、持続可能で効率的な農業経営を可能にすることから、山陰地方において推進すべき農業経営の一つのタイプといえる。今後の動向に注目したい。

地域営農集団による農業経営



農用地利用改善団体と特定農業法人による地域ぐるみの農業経営

山陰で推進すべき農業経営

は、農業経営基盤強化促進法に規定された「農用地利用改善団体」が、基底となる農地利用調整団体の任に当たり、農用地利用改善団体の農用地利用規程に明記された「特定農業法人」が、大規模農業経営体の任に当たる。すなわち、農用地利用改善団体と特定農業法人の二者が一体となつて、地域営農集団による農業経営を主宰するのである。

(教授)